２　全国知事会の提言、声明、談話、申し入れ等

道路・河川の権限移譲に係る質問書

政府の地方分権改革推進要綱（第１次）においては、道路・河川の権限移譲に当たって、「人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当を行うものとする」とされており、昨年９月１７日に全国知事会あてに示された総務省、国土交通省、財務省の３省合意文書においても、権限移譲に当たっての財源措置の検討が明記された。

この３省合意に基づき、国と地方の財政中立の考え方のもと、国土交通省と各都道府県・政令市との協議が進められてきたところであるが、去る４月２日に開催された地方分権改革推進委員会における国土交通省からの報告によると、「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」となっている道路の一部について、４月１日付けで県等へ移管をした旨の説明があった。

しかし、この移管に際しては、現在、３省合意に基づく所要の財源移転を伴っていない状況である。このことは、今後の協議の成否を左右しかねない問題であり、本件について、経緯を説明いただくとともに、３省合意を踏まえた財源措置について、ご回答をいただきたい。

平成 21 年 4 月 9 日

国土交通省　御中

全　国　知　事　会

国直轄事業負担金に関する意見について

本日、地方分権改革推進委員会において、国直轄事業負担金に関する意見が決定された。

国直轄事業負担金については、従来より、地方六団体としてその廃止を求めるとともに、特に維持管理費に係る負担金については、本来管理主体が負担すべきことから、早急に廃止すべきことを主張してきた。

また、全国知事会は、先般開催された国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣との協議の場において、①負担金の基準や内訳明細の情報開示を徹底すること、②地方の意見が十分反映できるよう現行制度を改善すること、③維持管理費負担金は早急に廃止すること、④国と地方の役割分担を明確化した上で最終的に国直轄事業負担金制度を廃止すること、を各大臣に強く主張したところである。

今般の地方分権改革推進委員会の意見において、こうした地方の主張を踏まえ、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実及び維持管理費負担金の廃止を明確に打ち出されたことは大いに評価するものである。また、われわれは整備費に係る負担金についても国と地方の役割分担を明確化した上で最終的には廃止すべきものと考える。

政府は、今般の地方分権改革推進委員会意見を尊重し、かつ、地方の意見に真摯に耳を傾け、分権型社会にふさわしい制度の構築に向けて取り組むべきである。

平成２１年４月２４日

全 国 知 事 会
会　長　　麻　生　　渡

地方分権改革の実現を求める緊急アピール

平成２１年５月
全 国 知 事 会

１ 地方分権改革を盛り込んだ政党マニフェスト案の早期提示

地方が地域の資源、独自の創意工夫を最大限に活かし、力を存分に発揮できる新しい分権型社会を、政治主導で強力に実現することこそ、今、政治に求められている。

各党には、総選挙に向けて、国家像や地方分権改革の具体策を盛り込んだマニフェスト案を早期に示し、この国の未来を見据えた国民的な議論を巻き起こすことを強く求める。

地域の未来に責任を負う我々も、出されたマニフェストを評価し、分権改革の実現に向けて行動するものである。

２ 第二期地方分権改革の推進

地方分権改革推進法の期限は本年度末までである。各府省の抵抗・消極姿勢に加え、第３次勧告が遅れており、既勧告分の具体化も含めた期限内の分権計画の策定、一括法の成立など改革の実現が強く懸念される。

地方は、過去７年を取っても、職員の削減率で、国の１．５％に対し９．９％と、６倍を超える行革を進めているところであり、それだけに、政府は、今後の分権改革の道筋を示し、また、「経済財政改革の基本方針」などにも明記し、地方との協議の下、第二期地方分権改革の着実な推進を図るべきである。

３ 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金問題は、国からの十分な説明がなければ、地方自治体が住民への説明責任を果たせず直近の負担金の支払いができない重大な事態を迎えている。

政府は、①負担金の基準や内訳明細の一層の情報開示を５月中に行うこと、②地方の意見が十分反映できるような現行制度の改善を行うこと、③維持管理費負担金を来年度から廃止すること、④国と地方の役割分担を明確化した上での最終的な直轄事業負担金制度の廃止について改革の方向性を早急に示すこと、を強く求めるものである。

新型インフルエンザ対策に関する緊急決議

平成 21 年 5 月 18 日
全　国　知　事　会

新型インフルエンザについては、国と地方自治体が協力して、国内での発生を未然に防ぐためにできる限りの対策を講じてきたところであるが、５月16日、神戸市内の高校生が国内で初めて、新型インフルエンザに感染していることが確認され、国の行動計画の対策レベルが「国内発生早期」に引き上げられる事態となった。

さらに、17日には大阪府内でも新たに確認されるなど、今後、国内における更なる感染拡大が懸念されるところであるとともに、18日には兵庫県全域および大阪府全域で中学校、高等学校の休業措置が要請されたところである。

我々全国知事会としても、一致結束して互いの連携を一層緊密にしながら、患者の健康を回復し、国内での感染拡大を抑える取組を強力に進めることを改めて確認するとともに、新型インフルエンザへの対応は国の危機管理上重大な課題であることから、国において下記の事項について早急な対応を講じるよう強く要請する。

記

Ⅰ　迅速な取組が必要な事項

１　国民、地方自治体等に対する正確かつ有用な情報提供の徹底

(1)　感染者発生状況等の正確かつ迅速な情報提供を行うこと

(2)　発熱相談センターへの連絡や受診の際の留意事項などに関する広報活動をさらに徹底すること

(3)　窓口となる保健所の対応体制の整備と充実に対して支援すること

(4)　国、県、市町村間の情報伝達・情報共有のしくみを確立すること

２　発熱相談センター、発熱外来等の整備促進

(1)　発熱相談センターの設置に必要な電話回線設置費や人的配置に対し

て配慮すること

(2)　発熱外来の開設等に必要な感染防御装備(ＰＰＥ)、簡易検査キット、屋外に設置する場合のテント等の資器材の整備を支援すること

(3)　一般患者との動線を隔てるなど、発熱外来の開設等に必要な医療機関の改修整備を支援すること

(4)　発熱外来に従事する医師、看護師等の体制整備を支援すること

３　円滑な医療実施のための体制整備

(1)　医療機関（医師）からの相談に対応する総合相談窓口を設置すること

(2)　感染症病床や陰圧室の拡充、救急医療体制の整備など地域における医療体制の充実強化に必要な支援を行うこと

(3)　小児の有症状者が、休日・夜間急病センターをはじめとする１次救急医療機関に殺到し、地域の小児救急体制の維持に支障を来していることから、１次救急医療機関における診療体制の整備について必要な支援を行うこと

４　必要な対策に対する財政支援

上記、発熱相談センター、発熱外来等の整備、円滑な医療実施のための体制整備に必要な経費に対して、地方財政措置を含む適切な財政支援を行うこと

５　国におけるワクチン、抗ウイルス薬等への対策の充実

(1)　わが国の有精卵のキャパシティを活用し、ワクチンを迅速に国内開発、製造すること

(2)　ワクチン、簡易検査キット等の医療機関への供給体制、分配ルートを確立すること

(3)　ワクチン不足となる事態を想定し、季節性インフルエンザと新型インフルエンザに係るワクチン接種の優先順位を明確にすること

(4)　国の責任において、抗ウイルス薬の備蓄の拡充と分配ルートの確立を図ること

６　社会経済活動の制約等に伴い生じる損失への適切な支援

国や地方自治体からの要請に基づき休校、休業等を行う私学、保育所、幼稚園、福祉施設等の運営において生じる特別な損失に対しては、補償制度を創設するなど国において適切な措置を講じること

また、イベント、行事の中止や集客施設の休業、事業活動の縮小等に伴う事業経営への影響や訪問自粛等による観光産業等への影響に対しても適切な支援措置を講じること

7　大学等の休校等に伴う指導

大学等が休校する場合等においては、学生の帰省など他地域への感染拡大を助長するような不要不急の遠隔地移動を自粛するよう適切な指導を行うこと

II　風評被害防止のための国民への正しい知識の普及

今回の新型インフルエンザに感染した患者の人権擁護や発生地域への正しい理解を促進する観点から、感染症に関する正しい知識の普及に努めること

また、過度な訪問自粛等により発生地域の経済活動等に悪影響を及ぼさないよう、国民や関係機関への働きかけを行うこと

III　第３段階（まん延期）移行の適切な検討

今後、国内において感染者の急増が懸念される中、発熱外来や入院機関の対応能力に限界があることも踏まえ、まん延期への移行を前提に感染者に的確な医療が実施されるよう措置すること

その際、移動自粛など社会活動の制約に係る対策については、今回の新型インフルエンザウイルスの特徴や感染力、治療方法等に応じて、弾力的、機動的に対応することとし、可能な限り長期間に渡る制約とならないよう配慮すること

また、まん延期においても、新型インフルエンザの診療を行う医療機関に対して、感染防御装備（ＰＰＥ）及び予防投薬用の抗ウイルス薬を十分に確保し提供すること

IV　強毒性インフルエンザへの備えの強化

１　国家的な危機管理としての新たな法律の制定

国、都道府県、市町村それぞれの責務及び役割分担を明確にしたうえで、以下の権限を知事に付与するなど、国家的な危機管理としての新たな法律を制定すること

(1)　パンデミック時において、知事が医療関係者を必要業務に従事させること及び医療関係者等に対する補償について災害救助法に類似した権限を付与すること

(2)　パンデミック時において、知事が食料や生活必需品等の物資の保管命令や収用を行う等の災害救助法に類似した権限を付与すること

(3)　法律上の義務を生じさせる指示として、住民の外出、集会や企業活動及び学校等の閉鎖に係る社会活動を制限する権限を付与すること

2　鳥インフルエンザへの監視等の継続

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある強毒性のインフルエンザの発生を防止するため、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１型）への監視と警戒を継続すること

直轄事業負担金の更なる内訳明細等の開示を求める

本日、国土交通省及び農林水産省から、平成２０年度分の直轄事業負担金の内訳明細等が示された。

恒久的な庁舎整備や退職手当など、直轄事業の一部を負担する地方としては理解に苦しむ使途が次々と明らかになる中、この情報開示は対象経費等の見直しを国と地方の間で協議する前提となるものであり、現行制度の改革の出発点になるものである。

しかしながら、今回の開示の枠組みは、全国知事会が求めてきた補助事業と同程度のものには至っておらず、両省に対しては、実質的な検証・分析ができるよう、更なる情報開示を求める。あわせて、地方負担金の範囲の考え方についても、明確化を引き続き求めるものである。

全国知事会としては、今後追加される資料も含め、各都道府県における検証・分析を進め、直轄事業負担金問題プロジェクトチームにおいて、負担金の合理的な対象範囲や基準についての地方としての考え方を速やかにまとめ、国との見直し協議に臨む考えである。

また、平成２１年度分については、以上をふまえ国から詳細な情報開示と適正な請求がなされない限り、各都道府県で議会や住民への十分な説明責任を果たせず、負担金の支払いができない重大な事態を迎えることになる。

全国知事会としては、こうした負担金の対象範囲や基準の見直しと同時に、維持管理費負担金の来年度からの廃止、地方の意見が十分反映できる仕組みの構築、さらには国と地方の役割分担を明確化した上での最終的な直轄事業負担金制度の廃止に向けて、取り組んでいく決意である。

平成２１年５月２９日

全国知事会　会長　福岡県知事　麻生　渡

直轄事業負担金問題ＰＴ

座長　山口県知事　二井関成

地方分権改革推進委員会の「義務付け・枠付けの見直しに係る第３次勧告に向けた中間報告」について

本日、地方分権改革推進委員会において「義務付け・枠付けの見直しに係る第３次勧告に向けた中間報告」が取りまとめられた。

義務付け・枠付けの見直しは、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を迅速に推進する上で不可欠であり、一万を超える条項について、膨大な労力を費やして取りまとめを進められている委員会に深く敬意を表するものである。

今回の報告は委員会の第２次勧告で見直すべきとされた四千余の項目のうち約一千の「重点事項」についての方針に留まっている。

今後は、これを実効ある改革につなげるため、委員会及び政府に対し、下記の点について取り組むことを強く求める。

記

１　委員会においては、重点事項の各条項について、具体的に講ずべき措置を早期に分かりやすく明らかにすること。あわせて、重点事項以外で第２次勧告において見直すべきとされた約三千の項目についても対応方針を示すこと。

２　第３次勧告において、次の点に取り組まれたいこと。

（１）今回「中間報告」で示された義務付け・枠付けを許容する場合を極力限定的にとらえることにより、現行の義務付け・枠付けの抜本的な廃止・縮小につなげること。

（２）政省令に基づく義務付け・枠付け等についても、今後の見直しの方向性を示すこと。

（３）国の関与全般をチェックする組織的な仕組みづくりについて勧告に盛り込むこと。

３　政府においては、委員会の勧告及び今回の中間報告を重く受け止め、第２次勧告で見直し対象とされた全ての項目について、地方分権改革推進計画及び新分権一括法案に盛り込むべく、見直しを進めること。

平成２１年６月５日

全国知事会
会長　麻生　渡

「経済財政改革の基本方針 2009」に盛り込むべき事項

本日、経済財政諮問会議に「経済財政改革の基本方針 2009」の素案が示された。

少子高齢化の進行、世界的な経済危機を前に、国民の生活は大きな不安に直面している。

我が国の将来を希望に満ちた明るいものとしていくためには、国民の暮らしを守り、安心社会の実現に向け、福祉、医療、教育、防災、治安など住民に身近で不可欠な行政サービスを持続可能なものとすることが大きな課題である。

こうした中、第一線で住民生活や地域経済を支える地方の果たす役割はますます重要となっている。様々な分野の施策を住民のニーズに応えた効率的なものとしていくためには、地方分権改革の着実な推進とこれを支える地方税財政の充実強化は喫緊の課題である。

しかし、素案からは、このような視点が読み取れない。政府与党におかれては鋭意審議を尽くされ、「基本方針 2009」には、次の事項を盛り込まれるよう求める。

１　第二期地方分権改革の着実な推進

地方分権改革の推進は、国民が安心して暮らせる社会の実現のため、必要不可欠である。本年度は地方分権改革推進法の期限を迎える重要な年であり、地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの徹底した見直し、国・地方の税源配分５：５の実現など第二期地方分権改革を着実に推進すること。

２　直轄事業負担金制度の抜本的見直し

直轄事業負担金制度に関し、平成２２年度から維持管理費に係る負担金を廃止することに加え、将来の負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的改革を実現すること。

３　地方交付税の復元・増額の継続

麻生内閣発足以来、地方交付税の一兆円増額や経済対策に伴う各種交付金の創設など、地方を重視した財政支援措置が取られている。しかし、景気悪化による税収減や、社会保障関係の義務的経費等の

増加により、地方財政は依然として極めて厳しい状況が続いている。
　これまでの地方交付税の大幅な削減によって低下した財源調整・財源保障機能を回復し、強化するため、地方交付税の復元・増額を引き続き実現すること。
　社会保障分野を中心に声が強い「基本方針 2006」の見直しを行う場合には、財政再建への取り組みの継続の視点とともに地方歳出の実情に十分配慮すること。

４　税制抜本改革の推進

　福祉・医療・教育・防災・治安など地方の行政サービスを持続的なものとしていくため、消費税及び地方消費税の充実など税制抜本改革に向けた取り組みを進めること。

平成２１年６月９日

全　国　知　事　会
会　長　　麻　生　　渡

「経済財政改革の基本方針 2009」について

本日、「経済財政改革の基本方針 2009」が閣議決定された。

この中の「成長力の強化」においては、「活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する」こととされ、この実現に向けて、「地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する」、「経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する」、「直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる」といった項目が明記された。

しかしながら、地方が強く求めてきた地方消費税の充実等を通じた地方税源の強化、地方交付税の復元・増額など以下に掲げる事項については、明確には記載されていない。これらは、国民の暮らしを守り、安心社会を実現するのに不可欠な福祉、医療、教育、防災、治安など地方自治体が提供する行政サービスを持続可能なものとするための喫緊の課題である。

今後の地方分権改革、予算編成、税制抜本改革等の作業を通じて、地方と十分協議しながら、その具体化を強く求めるものである。

1　第二期地方分権改革の着実な推進

本年度は地方分権改革推進法の期限を迎える重要な年であり、地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの徹底した見直し、国・地方の税源配分５：５の実現など第二期地方分権改革を着実に推進すること。

2　地方交付税の復元・増額の継続

これまでの地方交付税の大幅な削減によって低下した財源調整・財源保障機能を回復し、強化するため、地方財政計画に適切に歳出を計上することにより地方交付税の復元・増額を引き続き実現すること。

社会保障の必要な修復をするなど、現下の経済社会状況への必要な対応等を行うことが明記されたが、その一環として社会保障において地方が担っている役割の大きさと地方歳出の厳しい現状に十分配慮すること。

３　税制抜本改革の推進

　福祉、医療、教育、防災、治安など地方の行政サービスを持続可能なものとしていくため、消費税及び地方消費税の充実など税制抜本改革に向けた取り組みを進めること。

４　直轄事業負担金制度の抜本的見直し

　直轄事業負担金制度に関し、平成２２年度から維持管理費に係る負担金を廃止することに加え、将来の負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的改革を実現すること。

平成 21 年６月 23 日

全 国 知 事 会
会　長　　麻　生　　渡

地方分権政策に関する政権公約評価結果の公表に当たって

我々は、地方の力を存分に発揮できる分権型社会の実現を目指し、来る総選挙における各党の政権公約（マニフェスト）に地方分権改革の推進に向けた具体的な方策が盛り込まれるよう求めてきた。

その結果、各党がこれまでに示したマニフェストには、我々の主張する政策が相当程度盛り込まれるとともに、昨日全国知事会が主催した自民、民主、公明の３党出席による公開討論会においても、活発な論戦をいただいた。

本日、政権公約評価を通じた地方分権の推進を目的とする特別委員会として、討論会での具体的な議論も踏まえ、構成する２９知事による評価を取りまとめた。

評価結果を見ると、総合点ではあまり大きな差は付かなかった一方、財源確保への不安が減点という形で差となって表れた。これは少子高齢化に伴い社会保障を中心とした経常的なサービスが増大する中で、地方にとって安定的な財源確保が極めて重要であることの証左であり、こうした実情に対し適切な対応がなされることを強く望むものである。

本格的な論戦は今まさに始まったばかりである。投票日までの残された期間を通じ、各党間における活発な政策論議が更に進められることにより、地方分権の重要性に関する国民理解が進むことを望むとともに、選挙後においても、政策の切磋琢磨によって真の地方分権改革が建設的に進められることを強く求めたい。

地方分権というテーマがこのように大きな争点として脚光を浴びることになったことは歴史的な転換であり、御協力頂いた各党には心より感謝申し上げる。

今後とも、全国知事会としては政権公約及びこれに基づく実績の評価を継続的に実施することにより、地方分権改革を着実に進めるべく行動していく。

平成２１年８月８日

全 国 知 事 会
会　長　麻 生　渡

知調一発　第　５７　号
平成２１年８月１０日

国土交通大臣　金子　一義　様

全 国 知 事 会
会　長　　麻 生　　渡
地方分権推進特別委員会委員長　山田　啓二

道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について

直轄国道、一級河川の権限移譲につきましては、平成２０年１０月３日付け知調一発第５３号により別添のとおり当会から申し入れを行うとともに、貴省と各都道府県等との個別協議を実施しているところです。

しかしながら、現地の実情に即した個別協議を進める過程において、移譲に伴い必要となる財政措置等がいまだ明確になっていないため都道府県において判断ができないなど、個々の都道府県の対応では解決できない事案が生じており、協議の進展に重大な影響を及ぼしております。

つきましては、道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について概算要求時までに具体化していただくよう求めるとともに、貴省を含む関係各省と当会との全体協議の場を設定していただくよう求めます。

知調一発　第　５７　号
平成２１年８月１０日

総務大臣　佐藤　勉　様

全 国 知 事 会
会　長　　麻 生　　渡
地方分権推進特別委員会委員長　山田　啓二

道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について

政府の地方分権改革推進要綱（第１次）においては、道路・河川の権限移譲にあたって、「人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする」とされており、昨年９月１７日に全国知事会あてに示された総務省・国土交通省・財務省の３省合意文書においても、権限移譲にあたっての財源措置の検討が明記されたところです。

この３省合意に基づき、国と地方の財政中立の考え方のもと、国土交通省と各都道府県・政令市との協議を進めてきましたが、財政措置等がいまだ明確にされていないため、協議の進展に重大な影響を及ぼしております。

こうした状況を受け、道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について概算要求時までに具体化するとともに、当会との全体協議の場を設定していただくよう、別添のとおり国土交通大臣あて求めたところです。

つきましては、３省合意を踏まえた財源措置が円滑な権限移譲を進める上での重要な前提条件であることを踏まえ、財源措置にかかる国土交通省との調整等を一層進められるとともに、同省とともに３省連携のもと、全体協議の場を設定していただきますよう、貴省にも重ねてお願いします。

知調一発　第 ５７ 号
平成２１年８月１０日

財務大臣　与謝野　馨　様

全 国 知 事 会
会　長　　麻 生　　渡
地方分権推進特別委員会委員長　山田　啓二

道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について

政府の地方分権改革推進要綱（第１次）においては、道路・河川の権限移譲にあたって、「人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする」とされており、昨年９月１７日に全国知事会あてに示された総務省・国土交通省・財務省の３省合意文書においても、権限移譲にあたっての財源措置の検討が明記されたところです。

この３省合意に基づき、国と地方の財政中立の考え方のもと、国土交通省と各都道府県・政令市との協議を進めてきましたが、財政措置等がいまだ明確にされていないため、協議の進展に重大な影響を及ぼしております。

こうした状況を受け、道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について概算要求時までに具体化するとともに、当会との全体協議の場を設定していただくよう、別添のとおり国土交通大臣あて求めたところです。

つきましては、３省合意を踏まえた財源措置が円滑な権限移譲を進める上での重要な前提条件であることを踏まえ、財源措置にかかる国土交通省との調整等を一層進められるとともに、同省とともに３省連携のもと、全体協議の場を設定していただきますよう、貴省にも重ねてお願いします。

民主党政権への期待

総選挙において、民主党が圧勝し、政権を担当することとなった。

民主党は、マニフェストにおいて地域主権の確立、地方自主財源の大幅拡充、国と地方の協議の場の法制化などを明記している。
これらについて、地方の意見に十分配慮しながら早急に具体化し、真の地方分権改革を実現するよう強く求めたい。

国民は今、年金・医療などの社会保障の将来、景気・雇用、地域の衰退などに大きな不安を持っている。
新政権には、これらの課題に積極的に取り組み、わが国の発展と国民の福祉の向上に邁進されることを大いに期待する。

全国知事会も、地域活性化、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでいく覚悟である。

平成２１年８月３０日

全　国　知　事　会
会　長　　麻　生　　渡

補正予算の見直しに関する要請活動について(2009年9月29日)

９月２９日（火）、上田埼玉県知事、松沢神奈川県知事及び石井富山県知事は、補正予算の見直し等に当たって地域の実態に十分な配慮を求めるため、原口総務大臣、川端文部科学大臣及び長妻厚生労働大臣に、それぞれ要請活動を行いました。

要請活動終了後には、都道府県会館において、記者会見を行いました。

要請の内容及び記者会見概要は、下記のとおりです。

要請活動の様子（総務大臣）

要請活動の様子（文部科学大臣、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官）

要請活動の様子（厚生労働大臣）

記者会見を行う（写真左から）上田埼玉県知事、松沢神奈川県知事、石井富山県知事

・補正予算の見直しに当たって地域の実態に十分な配慮を求める
・記者会見概要

補正予算の見直しに当たって地域の実態に十分な配慮を求める

極めて厳しい経済・雇用情勢が続く中、新政権においては平成２１年度補正予算の見直し作業が進められている。

この度、見直しに当たっては地域経済や国民生活等に与える影響も勘案するという考え方とともに、地方公共団体が実施する各種の基金事業については一時留保の対象外とする方針が総理から示されたところであるが、我々はこの考え方を評価し歓迎する。

我々地方は、経済・雇用対策には一刻の猶予も許されないとの認識の下、国の補正予算を前提に既に全力を挙げて必要な事業を実施しているところである。

地方関連予算の見直しに当たっては、なお下記の点に留意され、地域の経済・雇用に十分に配慮することを強く求める。

記

１　地方公共団体が実施する各種の基金事業は、失業者に対する雇用機会の創出、介護職員の処遇改善、地域医療の再生など数年間継続して実施することにより事業効果が安定的かつ着実に発揮されるものであり、基金は初年度だけでなく全ての年度分について維持すること。

２　「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」は、極めて厳しい地方財政の下地域の実情に応じた活性化策や公共投資を円滑に実施するため不可欠な財源であることから維持すること。

３　「地域産学官共同研究拠点整備事業」は、産学官が連携し地域活性化の核として不可欠なネットワークの中心となる重要な拠点を構築するものであり、地方の創意工夫を生かした形で実施できるよう維持すること。

平成２１年９月２９日

全国知事会
会長　麻生　渡

経済危機対策（Ｈ２１年度補正予算）における地方関係の基金事業・交付金

所管省庁	名称	目的	期間（年）	予算額（億円）	主な改善の意見	その他の意見（政策提案等）
内閣府	地域自殺対策緊急強化基金	相談体制等を緊急に実施。対面型相談支援、電話相談支援、人材養成、普及啓発、強化モデル事業	3	100	○相談事業実施のために雇用する非常勤職員・臨時職員の人件費を対象とすべき。（民間委託の場合は認めているが、適当な委託先がない。） ○長期的、継続的な取組が必要不可欠であり、事業実施期間を延長すべき。 ○新規事業のみが対象となっているが、既存事業であっても自殺対策に有効な事業や、先駆けて取組を始めた団体の事業は対象とすべき。	○長期的、継続的な取組が必要不可欠であり、基金終了後も地方自治体が継続して事業を実施できるよう、国において必要な財源を確保すべき。
	地方消費者行政活性化基金	地方消費者行政強化事業の実施。消費者教育、啓発商品テスト、苦情処理委員会の活性化等	3	110	○各年度の基金取崩し限度額として消費者行政経費全体の１／２以内との制限があるが、これを撤廃すべき。 ○人件費への充当額に関する自主財源比率制限を撤廃すべき。 ○相談機能強化を進めるため、地域独自あるいは先導的と認められる取組等をはじめ既存事業費に基金を充当できるようにすべき。 ○消費生活相談の体制強化には３年間では不十分であり、基金活用期間の３年間限定を撤廃すべき。 ○消費者庁設置に伴う業務増大に限定することなく、既存の相談員の人件費にも基金を充当できるようにすべき。 ○基金活用による事業増加に伴う経常的な経費（事務費等）への充当を認めるべき。 ○相談員養成事業における必要参加日数の設定などについて、より実施主体の裁量を持たせる条件とすべき。 ○消費者教育・啓発活動に取り組む消費者団体への支援も可能とすべき。	○消費者相談窓口の維持・拡充には恒久的な財源措置が必要であり、基金事業とは別に、新たな交付金制度を創設すべき。
文科省	高校生修学支援基金	経済情勢の悪化により修学が困難な学生･生徒に対する授業料減免補助や奨学金事業	3	486	○授業料減免制度について、都道府県の財政状況にかかわらず高校生の修学機会を均等に確保できるよう、補助要件新設や補助単価の増額を行った場合に全額基金対応できるようにすべき。 （現行　都道府県１／２負担） ○奨学金事業について、基金から取り崩して対象事業へ充当する際、修学支援を柔軟に行えるよう、制度の見直しをすべき。 ・全国平均単価による１人あたり補助単価の上限を撤廃すべき。 ・算定方法について、平成２０年度の人数のみを基準とせずに、生徒数そのものが減少している県であっても取り崩しができるよう見直すべき。例えば、減免割合等を勘案するなど。 ・必要となる事務経費についても基金活用できるようにすべき。 ○修学支援は継続する必要があり経済状況によっては基金による事業充当を平成２４年度以降まで可能となるようにすること。 ○修学機会の確保に資するという目的を鑑み、専修学校（高等課程）、高等専門学校（１～３年）の授業料減免についても対象とすべき。 ○入学金に対する補助についても対象とすべき。 ○多数の滞納者が見込まれることから貸し倒れ引当への積み立てを可能としてほしい。 ○修学支援のための単独事業を先駆けて行っている場合、その部分について基金充当を可能とすべき。	○高校授業料無償化が平成２２年度から実施された場合の本基金との関係を早急に明示すべき。
文科省 厚労省	安心こども基金	保育サービス等の充実、すべての子ども･家庭への支援、ひとり親家庭等対策の充実、社会的養護の拡充	2～3	1,500	○基金設置期間の延長等（基金設置期間終了後の財政措置、保育所等施設整備の繰越対応を含む。） ○事業区分を超えた配分の変更（文科省・厚労省間の事業間流用が不可。厚労省所管の事業区分間の流用について大臣承認が必要。） ○対象事業の拡大 ・地域子育て創生事業における既存事業、施設整備 ・放課後児童クラブの改修・修繕等 ・認定こども園の地方裁量型を対象に加えること。 ○事業の要件緩和 ・認定こども園への整備補助は、幼保連携型への移行(H22年度末までに認可申請)が条件 ・幼稚園型認定こども園への補助は、保育機能部分に対象年齢制限を設けている場合は不可 ・保育所整備事業の補助率嵩上げは、待機児童が１０人未満の場合は不可 ○その他 ・基金のみを財源とした事業実施も可能とされたい	

経済危機対策（Ｈ２１年度補正予算）における地方関係の基金事業・交付金

所管省庁	名称	目的	期間（年）	予算額（億円）	主な改善の意見	その他の意見（政策提案等）
厚労省	医療施設耐震化臨時特例基金	災害拠点病院等の耐震化の推進の支援	2	1,222	○計画から完成まで長期間かかることもあり、事業期間を延長すべき。 ○病床数の削減要件について、地域の実情に応じた弾力的な運用を図るべき。 ○耐震改修のみでなく、その前段となる耐震診断も対象とすべき。 ○地域の実情等に応じ、対象要件を緩和すべき。 ・大規模改修の場合の単価の引き上げや基準面積の撤廃 ・医療需要に即した機能変更・付加や面積拡大等の対象拡大 ・入院患者等の安心安全に繋がる事業への対象拡大	○対象が救急医療機関のみであり、また、現予算では希望する災害拠点病院等の一部しか実施できない状況であるため、必要な事業が実施できるように基金事業として継続するか、補助事業として制度化すべき。
	地域医療再生基金	医師派遣機能の強化等、地域医療確保のために都道府県が作成する地域医療再生計画に基づいて行う事業の支援	5	3,100	○単一の二次医療圏単位ではなく、複数の二次医療圏や県単位の計画についても柔軟に対象とすべき。 ○課題を整理し、５年間の事業を盛り込むには、計画策定期間が非常にタイトであるため、十分な期間を確保できるようにすべき。 ○採択要件の計画規模について、１００億円、３０億円に限定せず、規模にかかわらず必要な事業が実施できるようにすべき。 ○医学生への修学資金など計画期間（平成２５年度末）以降も支出が必要なものは基金事業として認めること。	○都道府県域全体で計画策定しているものもあるため、個別の計画案の採択による方式を改め、一定の交付基準（定額配分・人口10万人当たり医師数等の客観的指標による不利地域への傾斜配分）に基づいて配分し、その使途については自治体の裁量に委ねるなど、地方の実情に応じて、地域医療再生に向けた取り組みをより一層推進できる制度に改めること。
	後期高齢者医療制度臨時特例基金	低所得の高齢者の保険料負担の軽減	1	131	（都道府県には設置されるものではなく、広域連合に交付され設置。）	
	緊急雇用創出事業臨時特例基金	失業者に対する雇用･就業機会の創出のための事業の実施等	3	3,000	○事業費に占める人件費割合の制限（７割以上）の緩和や、新規雇用割合（４分の３以上）の引き下げなど、地方の裁量で取り組めるようにすべき。 ○雇用期間の延長（更新条件（1回のみ可能）の撤廃、再雇用の可能化）を図ること。 ○対象事業を拡大すること（土木事業、既存事業、補助事業、研修・訓練事業等）。 ○自治体による臨時職員としての雇用期限の延長または撤廃すること。 ○ふるさと雇用再生特別基金との間の資金融通を可能とすること。 ○委託事業により発生した収益、備品等の返還義務を緩和すること。	
	障害者自立支援対策臨時特例基金	福祉･介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進	3	1,523	○福祉・介護職員に限定されている対象職員を看護職員や事務職員等に拡大するなど、現場職員全体の処遇改善につながるようにすべき。 ○事務処理が煩雑なため、事務手続きの簡素化等を行い事業者や地方の事務負担を軽減すべき。 ○事業内容、対象経費、上限、事業間の配分変更等について、地方の裁量により主体的に弾力的に取り組むことができるようにすべき。（対象事業が相当細分化され、それぞれに上限が定められており、相互の流用が困難。）	○事業終了後を見据え、報酬改定及び必要な財源措置など抜本的な制度改革を実施すべき。
	介護職員処遇改善等臨時特例基金	福祉･介護職員の処遇改善等の取組を行う事業者に対する助成等	3	4,773	○介護職員のみでなく、看護職員やケアマネージャー等介護に関わる職員を広く対象とすべき。 ○来年度から予定されているキャリアパス要件（昇進・スキルアップ等のモデルを示す）について小規模事業所でも十分対応できるようにすべき。 ○事務処理が煩雑なため、事務手続きの簡素化等を行い事業者や地方の事務負担を軽減すべき。	○事業終了後も介護職員の給与水準が維持・向上されるよう、介護報酬の見直しを行うなど、処遇の改善を図ること。
	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	スプリンクラーの整備等、介護施設や地域介護拠点の整備等に対する助成	3	2,495	○地方の実情に応じて、事業間の配分変更ができるようにすべき。 ○スプリンクラー整備特別対策事業について、補助対象となっていない公立施設、軽費老人ホーム、275㎡未満の施設等も対象とすべき。 ○介護基盤緊急整備特別対策事業について、広域型施設も対象とすべき。 ○事業終了後も、施設整備が促進されるよう対応すべき。	
	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	社会福祉施設等の耐震化の推進、スプリンクラーの整備等の支援	3	1,062	○民間施設のみでなく、公立施設も対象とすべき。 ○耐震改修のみでなく、その前段となる耐震診断も対象とすべき。 ○入所施設のみでなく、通所施設も対象とすべき。 ○計画から完成まで長期間かかる場合もあることから、平成２３年度までの事業期間を延長すべき（平成２４年度への繰越事業など）。 ○地方負担については、全額基金にて対応、もしくは十分な地方財政措置を行うこと。	

経済危機対策（Ｈ２１年度補正予算）における地方関係の基金事業・交付金

所管省庁	名称	目的	期間（年）	予算額（億円）	主な改善の意見	その他の意見（政策提案等）
農水省	森林整備地域活動支援基金	森林境界の明確化等を行う森林所有者等の支援	2	31	○補正により、既存制度にメニューが追加され、制度が複雑化しており、類似メニューの統合や支援制度の簡素化を図るべき。特に、森林境界の明確化に関する事業については、類似事業があり、それぞれ助成単価や事業主体も異なっている。 ○森林の被害状況等の確認について、対象森林の区域や林齢要件を緩和し、広域的な調査をできるようにすべき。 ○市町村への間接補助が条件となっているが、都道府県の直接支援も可能とすべき。 ○事業対象が境界の明確化及び森林の被害調査に限定されているため、作業道の補修や野生動物防護策の巡視・補修、境界明確化にあたっての不在村森林所有者への事前了承及び了解を得る取組等、森林管理を進めるためのメニューを内容として認めること。	○被害状況確認は森林管理上不可欠であるため、期間中の毎年実施を可能とすべき。 ○従来の支援交付金の終期と同様に平成２３年度を終期とすべき。
	森林整備加速化・林業再生基金	森林整備･林内路網整備･木材加工利用施設の整備等を地域で一体的に行うための支援	3	1,238	○地域協議会の設置を必須要件とすることや、事業実施主体が地域協議会の構成員であることを要件とするなど複雑で取り組みにくい事業実施の手続きを簡素化すべき。 ○間伐や下流対策など事業メニューごとの事業費配分について、地域の実情に合った対策が実施できるよう地方の裁量に任せるべき。 ○従来の国庫補助メニューの体系に基づく基金造成を行うのではなく、対象事業の制約をなくし、地域の森林整備の実情に応じて、各都道府県の判断で事業計画・事業メニューを立て、執行できるようにすべき。 ・地域材を使用した事業所・民間住宅等への直接補助メニューを追加すべき。 ・公共木造施設整備の整備対象、定額単価を拡充すべき。 ・既設作業道の改良を事業メニューに追加すべき。 ・植林支援の対象を針葉樹にも拡大すべき。 ○間伐材や地域材の利用条件などの事業採択要件を緩和すべき。 ○事業単価の設定について都道府県の裁量を広げるべき。 ○間伐材流通経費の支援期間を３年間に拡大すべき。 ○県の指導監督事務費について、全額基金で充当できるようにすべき。	○新政権の温暖化ガス削減目標を断行するためには、基金総額を大幅に増額すべき。 ○森林吸収目標の達成及び低炭素社会実現のためには、３年間限定ではなく継続的な取組が必要であり、基金終了後も地方自治体が継続して事業を実施できるよう、国において必要な財源を確保すべき。
環境省	地域グリーンニューディール基金	地球温暖化の防止に資する施設･設備の整備及び廃棄物の適正な処理を推進するための事業を実施	3	547	○基金を活用する個別の事業を国が全て採択・決定し、対象事業の範囲が限定された制度になっているため、地方の実情及び裁量により活用できるようにすべき。 ・省エネ改修事業について、複合的または一体的に整備するという要件を撤廃または緩和すべき。 ・学校等への太陽光発電の導入や電気自動車購入、産学との共同による新産業の育成分野などにも幅広く充当できるようにすべき。 ・普及啓発などのソフト事業、廃棄物の処理費用も対象とすべき。 ・産業廃棄物に係る監視パトロール業務について、直接雇用だけでなく委託による事業実施を可能とすべき。 ・事業計画の変更に際して、環境省への協議を原則不要とすべき。 ○予算執行において、都道府県が主体的・弾力的に事業が実施できるようにすべき。 ・国の会計区分で拘束することなく基金総額の範囲内で予算（目）間流用を認めるようにすべき。 ・基金造成後の活用について、メニュー区分されている事業項目を超えて、地域の実情に応じて必要な事業を選択できるような取扱とすべき。 ・個別事業相互間の事業費の２割以内に認められている環境省への届出なしの流用範囲を広げるべき。 ・国の補助金等との併用の制約をなくすべき。 ○補助事業における都道府県の事務費を措置すべき。	○事業主体（県、市町村、民間）ごとに差のある事業採択基準を明らかにすべき。 ○計画策定に当たっての環境省の査定について、技術的助言か否か不明で、地方分権の趣旨に反する恐れがある。

経済危機対策（Ｈ２１年度補正予算）における地方関係の基金事業・交付金

所管省庁	名称	目的	期間（年）	予算額（億円）	主な改善の意見	その他の意見（政策提案等）
地域活性化・経済危機対策臨時交付金				10,000	○交付対象となる事業を限定しないなど地方の自由度を高めるべき。 ○当初予算計上事業への充当や計画変更を認めるなど柔軟な運用をすべき。 ○スケジュール等を早急に示し、速やかに事務手続き等を進めるべき。 ○交付対象事業が非常に多数に上るため事務の簡素化を図るべき。 ○交付限度額について地域の実情を踏まえた算定方法とすべき。 ○財政力による一律の調整を行うべきではなく、都市部の自治体の状況を的確に反映すべき。 ○財政基盤の脆弱な自治体に特に配慮すべき。	○基金積立等により平成22年度以降の事業にも活用できるようにすべき。 ○中長期的な視点で活用できるよう次年度以降も継続すべき。 ○現行予算総額の確保・増額を図るべき。
地域活性化・公共投資臨時交付金				13,790	○基金造成できる範囲を制限せず基金積立を制度化すべき。 ○法律補助への充当、一般財源への振替活用など使途の自由度を向上すべき。 ○交付対象事業が非常に多数に上るため事務の簡素化を図るべき。 ○交付要綱等を早期に示し、速やかに事務手続き等を進めるべき。 ○交付限度額について地域の実情を踏まえた算定方法とすべき。 ○財政力によって交付率に差を設けるべきではない。都市部の自治体の状況を的確に反映すべき。 ○財政基盤の脆弱な自治体に特に配慮すべき。 ○交付総額の算定が早期に可能となるよう算定方法を再検討すべき。 ○当初予算で事業を前倒しして投資事業量を確保している団体への配分に考慮すべき。	○来年度以降も引き続き継続すべき。 ○交付総額は絶対に確保すべき。 ○国補正予算に係る地方負担の軽減を図るのであれば、補正予算に係る国直轄事業の地方負担の廃止や補助事業に係る補助率の引き上げなどで対応すべきではないか。

平成２２年度税制改正等に関する提案

全 国 知 事 会
平成２１年１０月

新内閣は、国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲するとともに、地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする方針を明示している。

全国知事会は、「国と地方の協議の場」の早期の法制化を願うとともに、国民生活の向上と我が国の発展のため、積極的・建設的な協議をしていきたいと考えている。地方団体の自主性、主体性を高め、新政権が目指す地域主権の考え方の下、真の地方分権改革を実現するためには、その裏づけとなる税財源の確保が必要不可欠である。

このため、平成２２年度税制改正にあたり、次の事項について実現を図られるよう提案する。

記

１　新たな政府税制調査会への地方の参加

地方税制について、地方分権の時代にふさわしい税制を構築するため、新たな政府税制調査会に地方六団体の代表が参画するなど、国と地方が対等の立場で地方税制について協議する場を設けること。

２　自動車関係税制の見直しに際しての地方への配慮

（１）暫定税率が廃止される場合に生じる地方の減収について

揮発油税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の廃止は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方の財政運営に深刻な影響がある。

暫定税率を廃止し、その減収を国直轄事業負担金を廃止する方法で賄うとしても、直轄事業負担金の財源の多くは地方債であることから、地方が自由に使える一般財源は大きく減少することとなる。

このため、地方財源の確保の観点からは暫定税率を維持することが望ましいが、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、税率水準を引下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、明確な財源措置が講じられるべきである。

（２）「地方環境税（仮称）」の創設

暫定税率を廃止する場合には、地方ではこれに替わる新たな財源が必要であり、また、地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、ＣＯ２の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。

このため、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進においては、地方団体も大きな役割を担っていること、環境への負荷低減を政策目標とするうえでは、

負荷が発生する消費段階での課税が望ましいことなどから、軽油や揮発油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する新しい地方税「地方環境税（仮称）」を創設すべきである。この場合、「地方環境税（仮称）」は都道府県税とし、市町村に対しては税交付金を交付することが考えられる。

３　地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実

（１）事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

政府は、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲することとしている。

今後、権限を移譲する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

（２）偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、地方税源の充実を図ることが必要であるが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むべきである。

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくためには、税収が安定的な地方消費税を引き上げる必要があり、そのための議論を行うべきである。

また、地方消費税は地方の固有財源であり、消費税が地方交付税の原資となっていることなどから、地方消費税を含めた消費税の全額を年金等の社会保障財源に充てることは、地方として容認できるものではない。

（３）地域間の財政力格差を是正する地方交付税の財源調整・財源保障機能の復元・強化

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により、大幅に減少した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・強化を図り、地方団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、地方財政計画（歳出）に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げるとともに、それに対応した地方交付税総額を確保するべきである。

また、恒常的な財源不足にもかかわらず長年据え置かれてきた地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

４　地方税制度（全般）の見直し

（１）課税自主権の拡充

課税自主権については、その発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされていることから、自ずから限界もあるが、地域の特色を踏まえた、地方団体の創意工夫を活かすためにも、その拡充

に取り組むべきである。

（２）非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すべきである。

５　地方税制度（個別税目）の見直し

（１）個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から住民税への３兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めること。

（２）地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての撤廃や安易な縮減などの議論は到底受け入れられるものではないこと。

仮に中小企業の法人税率を引き下げる場合には、法人県民税や地方交付税の総額が減少することから、地方の歳入に影響を与えることのないよう、地方税財源の確保を図ること。

また、基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、景気動向に配慮しながら対象法人の資本金要件を見直すなど外形標準課税制度の拡大を図る方向で検討すること。

（３）法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

（４）日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

（５）社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

（６）個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直し

など、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

（７）不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

（８）固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

（９）還付加算金の利率の見直し

還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

（10）自動車税徴税事務の改善等

自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けるなど、地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図ること。

６　その他

（１）非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充

非居住者、外国法人が受け取る地方債の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、振替国債に係るものと同様、非課税手続を簡素化し、非課税対象者等を拡充すること。

（２）非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設

非居住者、外国法人が受け取る地方公共団体金融機構が発行する債券（地方公営企業等金融機構債券及び公営企業金融公庫債券を含む。）の利子等のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、国債、地方債の場合と同様に非課税とすること。

（３）税務情報等の電子データによる提供促進

課税事務の効率化を図るため、税務署からの所得税情報、登記所からの不動産登記情報等の電子データによる提供促進を図ること。

国土交通大臣との面談について(2009年10月14日)

　１０月１４日（水）麻生全国知事会会長は、前原国土交通大臣と面談し、面談についての記者会見を都道府県会館において行いました。
　記者会見概要は、下記のとおりです。

麻生全国知事会会長

記者会見の様子

・記者会見概要

子ども手当の地方負担に反対する緊急声明
－地域主権の理念にかなった制度設計を求める－

子ども手当の財源をめぐり、地方負担を求めてはどうかとの議論が政府内で行われていると報道されている。

新政権は地域主権を掲げており、鳩山総理も所信表明演説において「いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのか、これは、本来、地域の住民自身が考え、決めるべきことです」と述べられた。

もとより子育て、少子化対策は国をあげて行うべき重要政策であるが、このような地域主権の考え方からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所や放課後児童クラブのようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のように全国一律に実施する現金給付は地方側に工夫の余地がないため、国が担当し全額負担すべきである。

子ども手当の一部を地方が負担する案にはこうした国と地方の役割分担についての理念が全くなく、今後の国と地方のあり方に禍根を残すものである。

政権発足後、鳩山総理大臣、原口総務大臣、長妻厚生労働大臣ともに、子ども手当は全額国費負担で実施するという方針が繰り返し伝えられてきており、地方は負担がないと信じている。是非、地域主権の理念を貫かれた形で予算編成が行われることを強く望むものである。

平成２１年１２月８日

全国知事会会長　　麻生　渡

民主党の「平成２２年度予算重要要点」に関する緊急声明(2009年12月18日)

　１２月１８日（金）、全国知事会は、「民主党の『平成２２ 年度予算重要要点』に関する緊急声明」を発表しました。
　また、古川佐賀県知事が高嶋民主党筆頭副幹事長、山田京都府知事が松井内閣官房副長官に緊急声明文を手交しました。
　緊急声明文は、以下のとおりです。

・民主党の「平成２２ 年度予算重要要点」に関する緊急声明

民主党の「平成22年度予算重要要点」に関する緊急声明

このたび、民主党から政府に提出された「平成22年度予算重要要点」は、子育て・教育や年金・医療・介護の充実に加え「地域の活性化」に重点を置くことを明らかにした上で、地方の実態に十分に配慮した事項が取り上げられている。

我々地方が求めてきた「国と地方の協議の場」の設置法案の次期国会への提出も明記されており、政権が掲げる「地域主権」を実現するためにも、まさに時宜を得た提言として高く評価するものである。

地方財源の充実については、所得税の税源移譲に際し削減された交付税原資１．１兆円に見合う交付税の復元・増額に加え、自治体の創意工夫で社会資本整備をはじめ原則として自由に使える１．１兆円を上回る規模の新たな交付金の創設が共に盛り込まれることによってはじめて地域の再生・活性化が可能になると考えている。

子ども手当については、「地方には新たな負担増を求めない」ことが明記された。全国一律の新たな現金給付制度を創設するに当たって、国が全額負担する考えを明らかにしたものであり、地方の負担は当然ないものと考えている。

ガソリンなどの暫定税率については、現在の租税水準を維持することとされた。厳しい地方財政の現状を踏まえた適切な判断と考えている。

我々は、このような方針に沿った予算編成が行われることをあらためて強く求めるものである。

平成21年12月18日

全国知事会会長　麻生　渡

郵政改革に当たっての全国知事会の考え方

地域住民にとって、郵便局ネットワークは、非常に大事な存在である。

手紙や小包の集配など郵便事業のサービス維持が不可欠であることはもちろん、中山間地域や島しょ部の住民にとっては、郵便局が貴重な金融機関窓口となっているという実態もある。

まずは、全国どこでも、郵便、貯金、保険の各サービスが受けられるよう、郵便局ネットワークの確実な維持をお願いする。

併せて、昨年１０月に示された「郵政改革の基本方針」に掲げられた「郵政ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点と位置付ける」「地域のワンストップ行政の拠点として活用する」という方針に沿って、地域住民に役立つサービスを提供できる体制の整備に努めていただきたい。

また、金融機関としても、地域経済を支える地方銀行、信用組合、農協等の金融機関や商工団体との共存にも十分配慮していただきながら、地域ぐるみでの地域再生システムの確保に資するものとなることを強く期待する。

現政権が、「地域主権」という旗印を掲げられたことに、全国知事会としても大きな期待をもっている。

郵政改革が「地域主権」の名に相応しいものとなるよう、地方の意見にしっかりと耳を傾け、連携・協議しながら改革を進めていただくようお願いする。

平成２２年１月２１日
全国知事会長　　麻生　　渡